会長報酬規則（規則第三十七号）中一部改正

会長報酬規則（規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

6　経理委員会は、必要に応じて、会長について、住宅手当等の手当の支給を決定することができる。

附　則

第三条第六項（新設）の改正規定は、平成二十九年十二月二十二日から施行する。